

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	参議院情報監視審査会の活動経過 —年次報告書（令和3年12月）の概要—
著者 / 所属	情報監視審査会事務局
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	442号
刊行日	2022-2-4
頁	222-233
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220204.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

参議院情報監視審査会の活動経過

— 年次報告書（令和3年12月）の概要 —

情報監視審査会事務局

1. はじめに
2. 調査の概要
3. 調査における主な質疑
4. 主な指摘事項
5. おわりに

1. はじめに

令和3年12月10日、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）第22条第1項の規定に基づき、「年次報告書（令和3年12月）」（以下「本報告書」という。）を参議院議長に提出した¹（写真）。また、同月20日には、参議院本会議において審査会長がその概要を報告した。

審査会は、特定秘密²を取り扱う保護



（出所）参議院広報課提供

¹ 審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと定められている。また、年次報告書のほか、必要があると認めるときは報告書を提出することができる（審査会規程第22条第2項）。審査会は平成27年3月に活動を開始しており、年次報告書の議決は今回が6回目である。過去分を含む報告書一覧が、参議院ウェブサイトに掲載されている。

<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/jyouhoukanshi/index.html>>（以下、最終アクセスは全て令4.1.12）

² 行政機関の長は、（1）行政機関の所掌事務に係る「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）別表に掲げる事項に関する情報（防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止のいずれかの事項に該当する情報）であって（別表該当性）、（2）公になっていないもののうち（非公知性）、（3）その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なもの（特段の秘匿の必要性）という3要件を満たす情報を特定秘密として

措置³の一環として、原則非公開とされ、会議録も公表されていない⁴。その一方で、審査会の活動を明らかにすることも国会の一組織として求められており、審査会の年次報告書は、これらのバランスを考慮して作成されるものである。

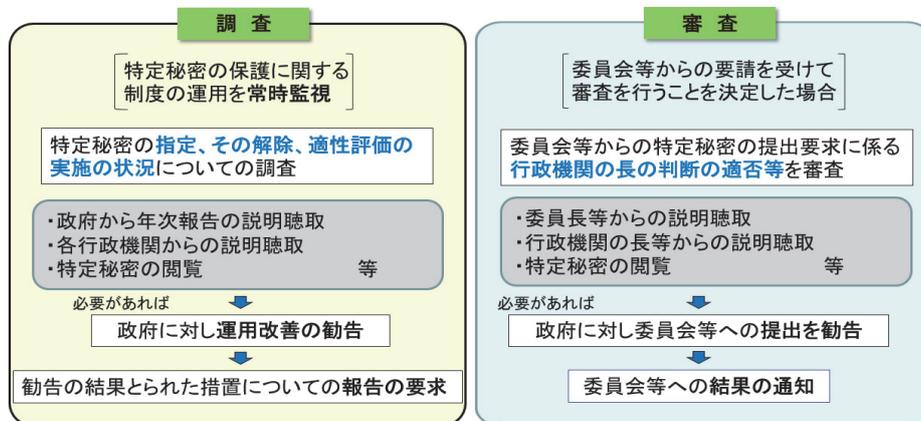
本報告書は、令和2年9月1日から令和3年9月30日までの期間の審査会の活動を取りまとめたものであり、「1 報告書の趣旨及び対象期間」、「2 審査会の任務・権限等」、「3 審査会の活動経過等」、「資料」及び「関連条文」で構成されている。本稿では、その概要を紹介することとしたい。

2. 調査の概要

(1) 審査会の任務・権限等

審査会の活動の柱は、①特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価⁵の実施の状況についての調査と、②委員会等からの特定秘密の提出要求に係る行政機関の長の判断の適否等に関する審査の2つである⁶（図表1参照）。審査会は、①調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨、②審査の結果、必要があると認めるときは、議院及び委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨等を勧告できる⁷が、対象期間内にはいずれの勧告も行っていない。本報告書の対象期間中、審査会は12回開会された。委員会等からの審査の要請等はなく、行政における特定秘密の指定等の状況について調査を行った。

図表1 情報監視審査会の「調査」と「審査」



(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

指定するものとされている（特定秘密保護法第3条第1項）。

³ 特定秘密の知得者の制限など、特定秘密の漏えいを防ぐための人的・物的な措置をいう。

⁴ 審査会は、議員その他の者の傍聴を許すものとする決議を行った場合（＝公開の場合）を除き、非公開で行われる（審査会規程第26条第1項及び第2項）。なお、特定秘密に関する議論のない手続のための審査会（会長の互選や年次報告書の決定等）は公開で行われており、当日の審査会会議録はインターネット（国立国会図書館の会議録検索システム）で閲覧できる。〈<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>〉

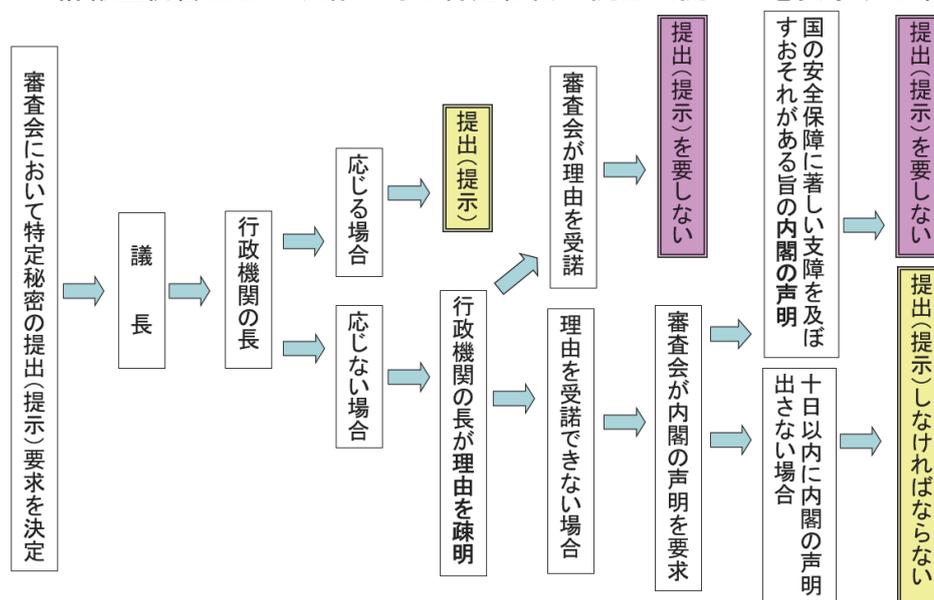
⁵ 適性評価とは、特定秘密の漏えいを防止するため、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれの有無を判断する制度である。特定秘密の取扱いの業務は、原則として、適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない（特定秘密保護法第11条）。

⁶ 国会法（昭和22年法律第79号）第102条の13

⁷ 国会法第102条の16第1項、第102条の17第5項等

また、審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対して特定秘密の提出又は提示を求めることができ⁸（図表2参照）、対象期間中の調査では、警察庁から、審査会が要求した特定秘密の提示を受けた。

図表2 情報監視審査会が政府に対し特定秘密の提出（提示）を要求する場合の流れ



（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

（2）審査会の活動経過

審査会では、毎年政府から提出される「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（以下「政府の年次報告」という。）⁹を踏まえ、調査を進めている（図表3参照）。今回の調査は、令和2年6月に国会に提出された政府の年次報告を踏まえて行われた。

今回の調査では、まず、同年11月に特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する河野国務大臣（当時）から政府の年次報告について概要説明を聴取した。続いて、内閣官房（内閣情報調査室）から、政府の年次報告についての補足説明及び令和元年中に適性評価のみを実施した15の行政機関¹⁰における適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行うとともに、審査会の年次報告書（令和元年12月）における指摘事項に係る政府の対応について説明を聴取した。また、内閣官房（内閣情報調査室）から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（以下「運用

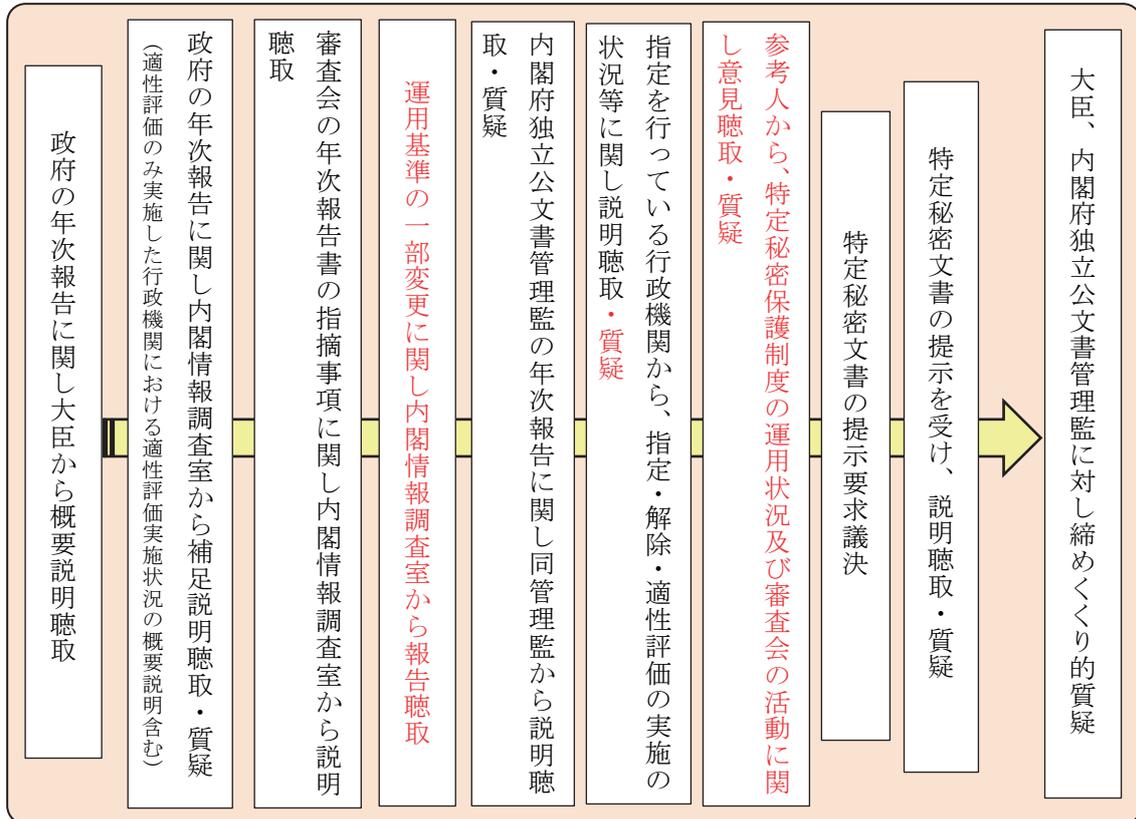
⁸ 調査に係る規定は国会法第102条の15第1項等、審査に係る規定は同法第102条の17第2項等。

⁹ 特定秘密保護法第19条の規定において、政府は毎年、有識者の意見を付して、特定秘密の指定等の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。

¹⁰ 内閣法制局、内閣府、金融庁、消費者庁、消防庁、公安審査委員会、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁及び環境省。

基準」という。) ¹¹の一部変更¹² (図表 4 参照) について報告を聴取し、内閣府独立公文書管理監¹³から、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等¹⁴の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」(令和 2 年 6 月) (以下「内閣府独立公文書管理監報告」という。) ¹⁵の概要説明を聴取し、質疑を行った。

図表 3 政府の年次報告(令和 2 年 6 月)を踏まえた調査の流れ



(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

※赤字は今回の調査で初めて実施したものと

¹¹ 特定秘密保護法第18条第1項の規定に基づき、行政機関の長をはじめ、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行う全ての者が、本運用基準が定める内容に従って特定秘密保護法の運用を統一的に行うことにより、特定秘密の漏えいの防止を図るとともに、その適正を確保するために定めるもの。

¹² 一部変更前の運用基準VIにおいて、「特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする」と定められていたところ、令和元年12月に5年を経過したことを受けて検討が行われ、令和2年6月16日に一部変更が閣議決定された。なお、令和3年6月には、特定秘密保護制度において、書面により行うこととされている手続及び署名・押印を求めている手続について見直しが行われた。

¹³ 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、同法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日(平26.12.10)に設置された。

¹⁴ 特定行政文書ファイル等とは、行政文書ファイル管理簿(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。)に記載された行政文書ファイル等(公文書管理法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。)のうち、特定秘密である情報を記録するものをいう(運用基準V1(3))。

¹⁵ 運用基準V5(1)オにおいて、内閣府独立公文書管理監(これを長とする情報保全監察室の職員を含む。)は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告するとともに公表することとされている。

図表4 令和2年6月に行われた運用基準の一部変更について（概要）

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関し統一的な運用を図るための基準 （平成26年10月14日閣議決定）の見直し	
背景	現行の運用基準VIにおいて、「特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする」と定められている。
見直しの概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定秘密保護法別表に掲げる事項の内容を具体的に示した事項の細目の見直し 2. 具体的な情報が出現する前に特定秘密に指定する際の手続の明確化 3. 特定秘密指定管理簿に記載する「特定秘密の概要」を具体的に記述すること 4. 特定秘密の一部について、有効期間が満了する場合の手続の明記 5. 指定の理由の点検を年1回以上定期的実施させるとともに、必要があると認めるときは臨時に実施させること 6. 点検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させること 7. 特定秘密の一部が指定の要件を欠くに至ったときは、当該部分を解除すること 8. 国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性等の一定の条件が生じた場合に指定を解除すること及び公益上必要と認めるときは、特定秘密を編集又は加工し、公表すること 9. 適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等の保存期間を5年に短縮 10. 適性評価の実施に関する関係行政機関の協力内容について具体化 11. 内閣府独立公文書管理監による検証・監察の一環として、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれることを明記 12. 保存期間1年未満の特定秘密文書の管理については、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則によることを明記 13. 特定秘密文書の管理等が適正になされるよう、行政機関の長による特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に対する研修の実施の義務付け 14. 行政機関の長は、情報監視審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、適切に対応すること 15. 運用基準について、5年を目途に、又は必要に応じて見直すこと 16. 「適性評価の実施についての同意書」、「質問票（適性評価）」及び「調査票（適性評価）」の見直し

（出所）内閣官房「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更について（概要）」<https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/pdf/r020616_gaiyo.pdf>

従来は、この後、特定秘密を指定している各行政機関から、それぞれの特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について概要説明のみを聴取し、後日、特定秘密の指定書等（以下「指定書等」という。）を抽出して調査を行っていた。しかしながら、こうした調査の進め方について委員間で協議が行われた結果、指定書等の抽出調査では特定の事項について議論が深められるものの、制度全体について質疑を行う機会がなかったとして、今回の調査では、各行政機関から従来同様の概要説明を聴取する際に併せて、広い観点から質疑を行うこととし、概要説明を聴取する際には、審査会の関心事項（3.（2）参照）についても併せて説明を聴取することにした。さらに、別途参考人を招致して、審査会のこれまでの活動の評価等について意見を聴くことにした。

その後、前回の調査で、提示する場合は必要な作業に時間がかかるとして積み残しになっていた警察庁の特定秘密の提示を要求することで委員間の意見が一致したため、同庁から当該特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。

最後に、これまでの調査を踏まえ、河野国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

3. 調査における主な質疑

審査会の年次報告書では、審査会が原則非公開であることを踏まえ、議論のやり取りについて、政府の説明と委員の質疑の概要にとどめ、政府の答弁は掲載していない。以下では、報告書に記載されている概要の中から、後掲の「主な指摘事項」につながる質疑を中心に取り上げつつ、主な内容を紹介する。

(1) 大臣からの概要説明聴取及び内閣情報調査室からの補足説明聴取・質疑

令和2年11月18日、河野国務大臣から政府の年次報告（令和2年6月）について概要説明を聴取した。

続いて12月2日、内閣官房（内閣情報調査室）から、政府の年次報告についての補足説明及び令和元年中に適性評価のみを実施した15の行政機関における適性評価の実施の状況についての説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、情報保全諮問会議¹⁶の有識者から繰り返し指摘されている意見等について質疑が行われたほか、特定秘密保護制度の導入をきっかけにして、政府全体で情報管理を徹底する文化の醸成を求める意見があった。

あわせて、内閣官房（内閣情報調査室）から、審査会の年次報告書（令和元年12月）における指摘事項に係る政府の対応について説明を聴取するとともに、令和2年6月に運用基準が一部変更（図表4参照）されたため、その概要について報告を聴取した。

また同日、内閣府独立公文書管理監から、内閣府独立公文書管理監報告（令和2年6月）の概要説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、特定秘密の指定の検証・監察における実地調査の必要性、デジタル化した特定秘密文書の保護措置や保管状況の確認等について質疑が行われた。

(2) 特定秘密の指定・解除・適性評価の実施状況等の説明聴取・質疑

令和3年2月17日、24日、4月2日及び16日の審査会においては、令和元年末時点で特定秘密を指定している12の行政機関から特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取するとともに、事前に通知していた審査会の関心事項（図表5参照）についても併せて説明を聴取し、質疑を行った。

¹⁶ 特定秘密保護法第18条第2項及び第3項により、政府報告及びその公表に当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を付すこととされている。そして、内閣総理大臣がこれら各分野の外部有識者の意見を聴く場として、情報保全諮問会議が設置、開催されている。

図表5 審査会の関心事項

○ 特定秘密と他の秘密情報の違い	
・ 指定の基準	
・ 保護措置（取扱者の範囲、管理方法、保管場所など）	
・ 点検・検査	など
○ 特定秘密保護制度の導入による具体的効果	
・ 他国から機微な情報を入手しやすくなった	など
○ デジタル化社会に対応した特定秘密の管理の在り方	
・ 特定秘密のデジタル化に関する現状	
・ サイバーセキュリティ対策などデジタル化の課題と取組	など

（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

〈審査会の関心事項〉

ここでは、審査会の関心事項のうち、各行政機関が説明した主な事項について紹介する。特定秘密と特定秘密以外の情報の違いについては、「極秘文書」「秘文書」「取扱注意文書」等の指定基準、保護措置の内容（取扱者の制限、管理方法、立入制限等）、指定の理由の点検及び保護状況の定期検査の状況等について説明がなされたほか、特定秘密保護制度の導入による効果については、我が国の情報保全制度の信頼性が高まり、外国政府機関等からの情報提供が促進され、より円滑に情報共有がなされるようになってきていると考える等の見解が示された。また、デジタル化社会に対応した管理の在り方については、サイバーセキュリティ対策として、機器の持込制限をかける、特定秘密文書は原則紙媒体で管理する、電磁的記録で管理する場合は特定の職員のみがアクセス可能なインターネット非接続の電子計算機で取り扱うなどの説明がなされた。

〈主な質疑事項〉

委員からは、指定の解除・延長に関する判断を行う際の手順、日本が他国から提供を受けた情報を特定秘密に指定した場合の提供元への報告の有無、他省庁と共有する情報を特定秘密に指定する際の協議の有無、特定秘密が記録された行政文書が所定の手続を経ずに廃棄された事案の検証及び再発防止策、経済安全保障について現行法制で十分対応できるのか、経済安全保障に注目が集まる中、輸出管理や先端技術の知的財産といった関係、どの範囲を特定秘密として扱うべきと考えるか、特定秘密保護制度の導入による在日米軍との関係の変化、中国海警法¹⁷の施行により扱う情報の管理に今後変化はあるか、日本がファイブ・アイズ¹⁸に加わると仮定した場合、現行法の枠組みのままで良いと考えるか等について質疑が行われた。

¹⁷ 海上権益擁護などを任務とするとされる「海警局」に、武器使用を認める要件などを定めた中国海警法（2021年2月1日施行）について、防衛省は、曖昧な適用海域や武器使用権限等、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含んでいるとしている。

¹⁸ アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドの5か国によるUKUSA協定（United Kingdom-United States of America Agreement）に基づく機密情報共有の枠組みの呼称。

(3) 参考人からの意見聴取・質疑

令和3年4月28日の審査会では、特定秘密保護制度の運用状況及び審査会の活動について、3名の参考人（弁護士／日本弁護士連合会秘密保護法・共謀罪法対策本部委員江藤洋一君、特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長三木由希子君、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科特任教授小林良樹君）から意見を聴取し、質疑を行った¹⁹。参考人には、特定秘密保護法の施行（平成26年12月10日）から6年が経過し、①特定秘密保護法制定時に想定された効果²⁰や懸念²¹は実際どうだったと認識し、特定秘密保護制度をどう評価しているか、また、②審査会のこれまでの活動をどう評価し、どのような活動を期待するかについて、意見を求めた。参考人からは以下の意見が述べられた。

弁護士／日本弁護士連合会秘密保護法・共謀罪法対策本部委員 江藤 洋一 参考人 (特定秘密保護法の問題)

特定秘密保護法には、各行政機関が国会に特定秘密を提供する要件と特定秘密を指定する要件に矛盾が生じている²²ほか、外国政府又は国際機関に特定秘密を提供する要件が、国会に提供する要件より軽いといった問題点がある。

(国民の知る権利)

情報監視審査会の活動では、国民の知る権利に最大限の配慮をしてもらいたい。知る権利は、民主主義社会における政治参加のための公民の権利という性格を持ち、政府と国民がより多くの情報を共有できた場合に政治的安定が得られると確信している。

(審査会の活動)

監視機関には、組織、運営、財政面での独立が求められるところ、審査会は、独立性において最も適した監視機関である。審議のため、特定秘密に対するアクセスを積極的に求めるとともに、多くの特定秘密に接してもらいたい。また、提示要求することに萎縮せず、政府が応じなければ、最終的に内閣の声明を要求するなど、積極的に活動してほしい。

現行の内部通報制度では、通報先が当該特定秘密を指定した行政機関の長となっており無理がある。内閣府独立公文書管理監や審査会を通報先としてもらいたい。

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長 三木 由希子 参考人 (特定秘密保護法制定時の懸念)

特定秘密保護法制定時の懸念事項として、①特定秘密の過剰な指定が行われる可能性、②秘密保護の強化による政府のアカウンタビリティの後退、③秘密保護の対象となる政府活動の民主的統制がどの程度機能しているか不明であることが挙げられていた。

¹⁹ 第204回国会参議院情報監視審査会会議録第5号（令3.4.28）

²⁰ 外国政府等からの信頼が高まり機微な情報の提供を受けやすくなることなどを想定。

²¹ ①市民団体やマスコミ関係者が逮捕されるおそれ、②特定秘密の指定要件が抽象的で恣意的な運用をされるおそれ、③適性評価によるプライバシー侵害のおそれなどを想定。

²² 各行政機関が国会に特定秘密を提供する要件は、行政機関の長が「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない」と認めたとき（特定秘密保護法第10条第1項第1号）とされる一方、特定秘密を指定する要件は、その漏えいが「我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある」ため、特に秘匿することが必要であるもの（同法第3条第1項）とされている。

（特定秘密保護制度に関する評価）

秘密指定に関する状況報告や監視が行われていることは評価できる。政府の年次報告、情報監視審査会の調査、内閣府独立公文書管理監の検証・監察を通じて、特定秘密の指定や、特定秘密を含む文書件数、行政文書ファイルの廃棄状況等が公開されるようになった。

一方で、特定秘密の指定は情報類型の指定であるため、情報類型が曖昧だと過剰に指定される可能性があるが、指定された情報が文書上どうなっているのか不明なので、特定秘密の過剰な指定がなされていないか評価することが困難である。

また、特定秘密の分野は情報公開が進んでおらず、法施行の影響が可視化されにくいという問題がある。取材活動等への影響は顕在化しにくいいため、影響がないとは言えない。

（今後の審査会の活動）

特定秘密の情報類型は、定型的な技術的情報とそれ以外の情報にある程度分けられると思っており、定型的でない情報が膨張しないよう監視してもらいたい。また、審査会の調査権限を逸脱しない範囲で、政府活動の妥当性についてもチェックしてもらいたい。

明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科特任教授 小林 良樹 参考人

（審査会の活動に対する評価）

審査会の活動は、欧米先進国等における類似の制度と比較すると、依然不十分である。原因は、審査会の権限の及ぶ範囲が特定秘密保護制度関連の事項に限られ、その他の秘密、インテリジェンス機関の予算、人員等制度的な事項に及ばない点にある。一方、それ以外の点は、類似の制度に劣らない制度設計であり、特に秘密会の原則を始めとする各種の秘密保護制度は画期的である。

また、報告書等から、国会におけるインテリジェンスリテラシーの向上に資する審議や、国会とインテリジェンス機関の相互信頼の向上に資する運営がなされていると考える。

（今後の審査会に期待する活動）

① 対外情報機関の創設など、政府のインテリジェンス機関の機能や権限強化を図る場合は、監視機能の強化とのバランスから、審査会の権限の見直しについても議論してほしい。② 国会におけるインテリジェンスリテラシーの向上、国会とインテリジェンス機関の相互信頼の向上に資する活動は継続してほしい。一方、審査会委員の平均在職期間は短く、十分なリテラシーを蓄積する上で課題がある。そのため、リテラシーの蓄積や継続をサポートする、事務局スタッフのインテリジェンスに関する知識の向上や蓄積にも配慮してほしい。③ 審査会の情報発信についても検討してもらいたい。各国の類似の監視制度では、議会の監視機関が積極的に国民に説明するといったことも行われている。

〈主な質疑事項〉

参考人の意見を受けて、委員からは、特定秘密保護法による取材活動への影響として具体的に懸念していること、審査会が監視機能をより発揮するための方策、特定秘密保護法の制定によるプラス面の評価、将来的に審査会の権限の見直しを行うことになった場合、予算や人員以外にどのような見直しが考えられるか、特定秘密保護法を廃止すれば、法制

定以前のように外国政府等から機微な情報の提供を受けられなくなる懸念はないか、国会におけるインテリジェンスリテラシーの蓄積や継承の方法、過剰な特定秘密の指定が行われる懸念がある中での審査会の活動についての評価、情報の正しい分析を重視し、情報と一定の距離を持って政策を推進する文化及び教養を持つことを可能にするための方策等について質疑が行われた。

(4) 提示された特定秘密の説明聴取・質疑

審査会は調査のため、行政機関の長に対して特定秘密の提示を求められることができるころ、前回の調査で特定秘密の提示要求に向けて検討を進めていた際、提示する場合は必要な作業に時間がかかるとして積み残しになっていた警察庁の特定秘密²³について、今回提示を受けることで委員間の意見が一致し、令和3年5月28日に提示要求の議決を行った。6月4日には当該特定秘密の提示を受け、説明聴取・質疑を行った。

(5) 大臣及び独立公文書管理監に対する締めくくりの質疑

令和3年6月11日の審査会では、これまでの調査を踏まえ、河野国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

河野国務大臣に対しては、審査会の活動や特定秘密保護制度の運用について国民の理解を得る必要性等の質疑が行われた。また、委員から、例外的に国会に提出されないとされているサードパーティールール²⁴に係る情報などの場合でも、該当箇所にマスキングをするなどして提示されてきた例があることを踏まえ、工夫して積極的に対応するよう指示を求める意見があった。

内閣府独立公文書管理監に対しては、特定秘密の指定や有効期間延長の検証・監察の際、実際の文書を確認することの必要性等について質疑が行われた。

4. 主な指摘事項

審査会における調査を通じて、委員からは、特定秘密保護制度の運用の改善に係る様々な指摘があった。これらの指摘を踏まえ、本報告書では4項目について政府に適切な対応を求めている。その内容は以下のとおりである。

- 特定秘密保護制度に関する国民の信頼を高めるためには、本審査会の活動等を通じて監視機能が働いていると国民に理解されることが重要であることを踏まえ、本審査会が機微な情報について行政機関に説明を求めた場合でも、厳格な保護措置を講じている本審査会との信頼関係の中で、必要に応じて不開示情報を含めた説明を行うなど、より一層真摯かつ適切に対応すること。

²³ 警-26（平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報）。

²⁴ 提供された情報を情報提供元の承諾なくして別の第三者に提供してはならないという、主に情報機関の間に存在する実務上生まれた慣習（第196回国会参議院情報監視審査会会議録第1号1頁（平30.2.20））。

- 国会から特定秘密の提示を求められても提示されない例外的な事例として、サードパーティールールや人的情報源が特定される情報などが挙げられているところ、過去には提供元から要請があった部分をマスキングするなどの対応をすることで本審査会に提示した例があることに鑑み、例外的な事例というだけで提示困難と判断せず、提示可能な方法がないか追求し、提示に向けて積極的に対応すること。
- 多くの特定秘密文書を所定の手続を経ずに廃棄していた事案が複数発生するなど、特定秘密文書を扱う職員の意識や理解の不足を一因とする文書管理上の問題が見られることを踏まえ、不適切な取扱事案が発生した場合には、当該行政機関において徹底的に検証し、それを踏まえた研修等を通じて職員の意識や理解の向上を図るとともに、必要に応じて管理手続を見直すなど、再発防止に向けた取組を進めること。
- 特定秘密の指定が適切であっても、対象情報の拡大解釈等により過剰に特定秘密文書とされていないかといった懸念があることを踏まえ、特定秘密の新規指定や有効期間の延長があった場合、内閣府独立公文書管理監は検証・監察において、実際に当該特定秘密文書の提示を受け、特定秘密とされる情報が妥当な範囲に収まっているか確認すること。

5. おわりに

情報監視審査会は、特定秘密保護制度の運用を常時監視する役目を担い、行政機関による特定秘密の指定・解除の妥当性や適性評価の実施の状況等について、行政機関にたずねるとともに、必要に応じて特定秘密の提示を求め、改善すべき点を指摘するなどの活動を行ってきた。

今回の調査では、参考人から、これまで積み重ねてきた審査会の活動、そして今後どのような活動を期待するかなどについて、客観的な意見を拝聴する機会に恵まれた。

一方、政府からは、令和2年6月に一部変更された運用基準の報告を受けた。その中で、指定の理由の点検に当たっては、「特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させる」（運用基準Ⅲ2（1）ア）旨、遵守すべき事項として「審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、その充実に資するよう、（略）適切に対応する」（運用基準Ⅴ6（5））旨の規定等が新たに盛り込まれた（図表4参照）。これらは、行政機関に対し、これまで以上に指定の厳格性及び審査会の調査への対応協力を求めるものであり、制度の適正な運用、政府の説明責任への意識付け等の効果が期待される。

審査会においては、参考人から示された、これまでの活動で評価される点、課題となる点、いずれも今後の調査の糧として、調査の質を高めるよう努力していくことが必要であろう。また、運用基準の変更を踏まえ、国民の目として一層厳しく特定秘密保護制度の運用を監視し、必要に応じて特定秘密に触れ、不適切な事例があれば是正を促すとともに、その活動を報告書の作成等を通じて一定程度明らかにしていく責務があると考え。その

ことが、国民の「知る権利」に応え、特定秘密保護法制定時に懸念されていた不安・疑問を払拭し、制度の信頼性の向上にもつながると思われる。